

健発第0419001号
平成19年4月19日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

肝疾患診療体制の整備について（通知）

肝炎対策の推進については、平成19年1月26日全国C型肝炎対策医療懇談会報告書「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」を配布したところである。

肝疾患に係る地域の医療水準の向上を図る観点から、肝疾患診療体制の整備は極めて重要な課題であり、各都道府県においては、下記の点を踏まえ引き続き肝疾患診療体制の確保と診療の質の向上を図っていただくようお願いする。

記

1 肝疾患診療の基本的あり方

検査で発見された肝炎患者を適切な医療に結びつけることは極めて重要であるが、正確な病態の把握や治療方針の決定には、肝炎に関する専門的な医療機関の関与が不可欠となる。肝炎の診療においては、かかりつけ医と専門医療機関等との連携が必須であり、それぞれの役割に応じた診療体制構築を図る必要がある。

各都道府県内において良質かつ適切な医療を受けられるようにするために、地域の医療機関における肝炎を中心とする肝疾患診療の向上、均てん化を図る必要があり、このため各都道府県においては、肝疾患診療連携拠点病院を選定し、当該病院を拠点として他の専門医療機関と連携しつつ、診療体制の構築を進めていくことが望まれる。

2 肝疾患に関する専門医療機関の機能

肝疾患に関する専門医療機関については、以下の条件を満たすものとする。

- (1) 専門的な知識を持つ医師（日本肝臓学会や日本消化器病学会の専門医等）による診断（活動度及び病期を含む）と治療方針の決定が行われていること。
- (2) インターフェロンなどの抗ウイルス療法を適切に実施できること。
- (3) 肝がんの高危険群の同定と早期診断を適切に実施できること。

なお、同医療機関は2次医療圏に1カ所以上確保することが望ましい。

3 肝疾患診療連携拠点病院の機能

肝疾患診療連携拠点病院は、肝疾患に関する専門医療機関に求められる上記の条件を満たした上で、肝炎を中心とする肝疾患に関する以下の機能を有し、都道府県の中で肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を現在果たしている、又は将来果たすことが期待される医療機関とする。

- (1) 医療情報の提供
- (2) 都道府県内の専門医療機関等に関する情報の収集や提供
- (3) 医療従事者や地域住民を対象とした研修会・講演会の開催、相談支援
- (4) 専門医療機関等との協議の場の設定

また、上記(1)から(4)のほか、肝がんに対する集学的治療が実施可能な体制が必要である。

なお、同医療機関は都道府県において原則一カ所選定することとする。

4 肝疾患診療連携拠点病院等の選定について

肝疾患に関する専門医療機関、肝疾患診療連携拠点病院については、医師会、肝炎に関する専門医、関係市区町村及び保健所の関係者等で構成される肝炎診療協議会において選定することとする。